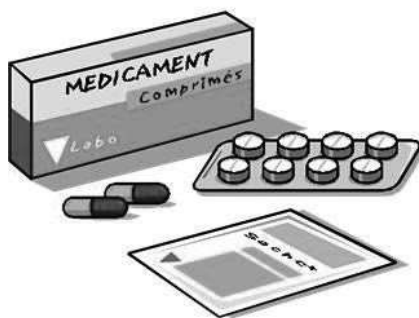


災害時薬事活動ガイドライン

(第 2 版)



令和7年3月



東京都

は じ め に

都は、東日本大震災の教訓を踏まえ、平成24年11月に新たな医薬品等供給体制を整備するとともに、平成26年9月に、本書の前身である「災害時における薬剤師班活動マニュアル」を改定しました。また、平成31年3月には、災害対応訓練等の検証結果や「災害時医療救護活動ガイドライン」の内容を踏まえ、マニュアルに代えて「災害時薬剤師班活動ガイドライン（旧称）」を策定し、薬剤師班の標準的な活動方針を示しました。

この度の改定では、令和6年4月に新たに設置した「東京都災害薬事コーディネーター」の活動内容等を整理するとともに、能登半島地震の被災地における支援薬剤師班の活動経験を踏まえた内容の充実を図りました。また、ガイドラインの内容が、薬剤師班の活動方針に加え、災害時の薬事活動全般に掛かることから、名称を「災害時薬事活動ガイドライン」に変更しました。

災害時に被災地へ円滑に医薬品等を供給するためには、薬局薬剤師、病院薬剤師、医薬品卸等の薬事関係者が、医師、歯科医師、看護師等の多職種と連携し、その職能を最大限に発揮することが求められます。

多くの方々に、今回改定した「災害時薬事活動ガイドライン」を御活用いただき、区市町村の実情を踏まえた薬剤師や薬事関係者の活動や医薬品等供給体制構築の一助としていただけることを願っております。

本書の改定にあたり貴重な御意見を賜った皆様方に深く感謝いたします。都は、これからも東京都薬剤師会をはじめとした関係機関との絆をより一層深め、災害時における医薬品等供給体制の更なる強化に取り組んで参りますので、引き続き、御指導・御協力いただければ幸いです。

東京都保健医療局食品医薬品安全担当部長 早乙女 芳明

目 次

本ガイドラインについて.....	1
第1章 東京都の災害医療体制.....	2
第1節 東京都の災害医療体制概要.....	2
1 東京都地域防災計画と災害時医療救護活動ガイドライン	2
2 フェーズ.....	3
3 二次保健医療圏を単位とした災害医療体制.....	4
4 災害医療コーディネーターを中心とした情報収集体制及び医療救護活動の統括・調整	5
5 地域を単位とした医療救護活動の統括・調整	6
6 医療提供施設の役割分担.....	6
7 医療救護活動における関係機関の連携体制と役割分担.....	7
8 東京都災害対策本部.....	12
9 医療対策拠点.....	14
10 医療救護活動拠点	17
第2節 災害薬事コーディネーター	18
1 災害薬事コーディネーターの概要	18
2 災害薬事コーディネーターの分類	18
3 災害薬事コーディネーターの業務	18
【参考】薬事体制の確立と薬事サポートの実践.....	19
第3節 薬剤師班等.....	20
1 薬剤師班.....	20
2 全国の支援薬剤師	21
3 都薬剤師班の派遣・活動（発災直後～超急性期・急性期）	21
4 地区薬剤師班の派遣・活動（発災直後～超急性期・急性期）	22
5 薬剤師班の派遣・活動（亜急性期～慢性期・中長期）	23
第4節 医療救護所.....	27
1 医療救護所の分類	27
2 発災直後～超急性期・急性期	30
3 亜急性期～慢性期・中長期	33
4 医療救護活動拠点の閉鎖.....	34

第5節 医薬品等供給体制	35
1 医薬品・医療資器材の調達方法	35
2 医薬品・医療資器材の備蓄	36
3 都の対応	38
4 区市町村の対応	39
5 都の協定締結団体及び卸売販売業者の対応	40
《区市町村が使用する医薬品等の調達手順》	41
〔図：卸売販売業者からの医薬品等調達の流れ〕	42
【参考：大震災(震度6弱以上)発生時における交通規制】	43
第2章 災害薬事コーディネーターの活動内容	44
第1節 東京都災害薬事コーディネーター	44
1 東京都災害薬事コーディネーターの参集	44
2 連携体制の構築	44
3 情報収集、分析、対応策の立案に係る業務	44
4 人的支援及び物的支援の調整に係る業務	45
5 記録の作成及び保存並びに共有に係る業務	45
第2節 区市町村災害薬事コーディネーター	46
1 区市町村災害薬事コーディネーターの参集	46
2 連携体制の構築	46
3 情報収集、分析、対応策の立案に係る業務	46
4 人的支援及び物的支援の調整に係る業務	47
5 記録の作成及び保存並びに共有に係る業務	47
第3章 薬剤師班の具体的活動内容	48
第1節 医療救護所における活動	48
1 薬剤師班の参集	48
2 調剤所の設営	49
3 医療救護班等との調整	51
4 調剤・服薬指導等	52
5 トリアージの協力	57
第2節 避難所における活動	61
1 巡回・服薬指導等	61
2 公衆衛生活動	61
【参考】避難所に関するアセスメント調査票（ラピッドアセスメントシート）	62
【参考】災害時保健医療福祉活動支援システム（D24H）	63

第3節 医薬品集積センターにおける活動	64
1 医薬品集積センターの開設・運営	64
2 医薬品集積センターでの薬剤師班活動	65
3 医薬品集積センターの閉鎖	65
第4節 災害薬事センター（旧称：医薬品ストックセンター）における活動	66
1 災害薬事センターの開設・運営	66
2 災害薬事センターでの薬剤師班活動	66
3 災害薬事センターの閉鎖	66
第5節 医薬品等の供給	67
1 発災～概ね72時間以内【卸売販売業者復旧前】	67
2 概ね72時間以降【卸売販売業者復旧後】	68
第4章 参考資料・様式	70
参考資料1 災害拠点病院	70
参考資料2 都内の区市町村と「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定」を締結している医薬品卸売販売業者（二次保健医療圏毎）	72
参考資料3 都内薬剤師会事務所	77
参考資料4 医薬品・医療資器材備蓄リスト【参考】	79
〔様式1〕災害用処方箋	86
〔様式2〕災害用緊急薬袋	87
〔様式3〕医薬品等発注書	89
〔様式4〕医療チーム等派遣要請書	90
〔様式5〕医療チーム編成・参集報告書	91
第5章 災害薬事関連通知・事務連絡	92

本ガイドラインについて

1 本ガイドラインの目的

本ガイドラインは、「東京都地域防災計画」に基づき、東京都全域、二次保健医療圏、区市町村を単位とした災害医療体制の概要や各機関の役割など、基本的な事項について記載した「災害時医療救護活動ガイドライン（第3版：令和6年3月改定）」に即して、災害時における薬剤師や薬事関係者の活動方針を示すことを目的としています。

第1章は「東京都の災害医療体制」、第2章は「災害薬事コーディネーターの活動内容」、第3章は「薬剤師班の具体的活動内容」、第4章以降は、災害時に薬剤師の活動の参考となる資料、通知等を掲載しています。

2 適用範囲

本ガイドラインは、薬事関係者や行政機関を対象に、災害発生前と同程度の医療機能・医薬品等供給機能に復旧するまでの期間の活動方針とします。

また、区市町村における薬剤師班活動の標準的な取扱いについて記載していますが、各区市町村が定める地域防災計画が優先されます。

3 改定の経緯

「災害時における薬剤師班活動マニュアル」（平成26年9月に最終改定）は、薬剤師班が医療救護活動を実施するための「マニュアル（手引書）」という位置づけでした。

しかし、薬剤師班は、主に区市町村が設置する医療救護所、集積場所等に派遣され、区市町村の地域防災計画等に基づき活動することから、平成30年度に設置した「災害時における薬剤師班活動マニュアル検討委員会」で検討を行い、これまでのマニュアルに代わり、薬剤師班の標準的活動方針を示す「災害時薬剤師班活動ガイドライン」を新たに策定しました。

令和6年4月、新たに東京都災害薬事コーディネーターを設置し、その活動内容を整理するとともに、これまでの災害対応や防災訓練等の検証結果を踏まえ、災害時の医療救護活動をより一層的確に行えるよう検討を重ね、第2版として改定を行いました。併せて、これまでよりも災害時の薬事活動全般にかかる内容となることから、名称を「災害時薬事活動ガイドライン」に変更しました。

4 「災害時薬剤師班活動ガイドライン検討委員会」委員名簿

所 属、役 職 等	氏 名
① 東京都医師会 理事	新 井 悟
② 東京医薬品卸業協会	石 井 由喜雄
③ 東京都市保健衛生担当課長会・小金井市福祉保健部健康課長	伊 藤 崇
④ 日本保険薬局協会災害対策・社会貢献委員会委員	緒 方 孝 行
⑤ 日本チェーンドラッグストア協会	小 川 清一郎
⑥ 特別区保健衛生主管課長会・板橋区健康生きがい部健康推進課長	折 原 孝
⑦ 東京都保健医療局医療政策部救急災害医療担当課長	上 村 淳 司
⑧ 東京都薬剤師会 常務理事・東京都災害薬事コーディネーター	貞 松 直 喜
⑨ 東京都病院薬剤師会 災害対策特別委員会 副委員長・東京都災害薬事コーディネーター	高 山 和 郎
⑩ 東京都薬剤師会 副会長・東京都災害薬事コーディネーター	宮 川 昌 和

会長